平成２８年（フ）第４１３３号
大阪市中央区島之内１丁目15番25号
破産者　株式会社Ａｒｒｉｖａｌ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８１号
大阪府守口市寺方本通２丁目５番11号
破産者　株式会社ウメザキ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５０４号
大阪市中央区釣鐘町２丁目１番２号
破産者　株式会社ミサカ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２５４号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目７番75号、従前の本店所在地和歌山市湊1720番地
破産者　株式会社農研管財（旧商号株式会社河鶴農研）
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３８９号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　有限会社西川男青果
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３９３号
大阪市大正区千島１丁目14番13号
破産者　株式会社都市建設コンサルタント
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５０２号
大阪市西区川口４丁目３番10号
破産者　新光設備株式会社
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７号
大阪市東成区東小橋１丁目18番１号
破産者　ジャパン警備保障株式会社
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３号
大阪市港区市岡元町２丁目３―21広田マンション101
破産者　株式会社ｆｉｔ　ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ　ＣｏＣｏ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０号
大阪市城東区鴫野西１丁目11番15号
破産者　有限会社ウェイブ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１７号
堺市南区庭代台４丁40番５号
破産者　兼平食品株式会社
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９７号
神戸市東灘区住吉山手８―12―９、登記簿上の本店所在地大阪市淀川区西中島５丁目11番19号
破産者　株式会社メリメロドゥミッション
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９号
神戸市中央区中山手通１丁目11番６号
破産者　有限会社釜山商会
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４号
兵庫県姫路市別所町北宿1140番地の１
破産者　株式会社田村グラビヤ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７６号
徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西114番地６
破産者　合同会社リンクシステム
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４０号
愛媛県伊予市下吾川1969番地12
破産者　井上　征次
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７０号
愛媛県松山市居相４丁目21番22号
破産者　有限会社　Ａ＆Ｍ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
大分県中津市大字牛神410番地の１
破産者　株式会社エイチ・ティ・シー
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０３６号
東京都昭島市大神町１丁目17番４―205号
破産者　鈴木　広美
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２号
東京都三鷹市深大寺３丁目９番14号西野ハウス103
破産者　波多野　茂
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８号
神奈川県平塚市宮の前10番８号
破産者　有限会社岩橋商店
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部